

法王設定境界線問題に關する考察 (上)

——近世ヨーロッパ膨脹史上の一問題——

前川 貞次 郎

序

目 次

- 一 一四九三年以前のポルトガル、イスパニア間の紛争
- 二 法王アレクサンデル六世の諸教書(以上本號)

序

約を締結し、この境界線を更に西方に移動せしめた。ポルトガルが専らアフリカ、(東)印度經營に、イスパニアがアメリカ本土經營に従事したのは、この境界線設定に基づく所が多い。

コロンブスが西印度諸島を發見してイスパニアに歸るや、新發見地の領有に關してイスパニア(カスチリア)、ポルトガル兩國間に紛争が勃發した。時の法王アレクサンデル六世は之を調停し、一四九三年教書を發布して大西洋上に南北の一線を劃し、之を兩國の境界線としその東をポルトガル王に、西をイスパニア王に屬せしめた。然るに兩國は交渉の結果、翌一四九四年トルデシラス條

これが所謂法王設定の「境界線」(Demarcation Line)についての從來の常識的見解である。しかしこの問題は果してかく簡單な性格のものであらうか。抑々何故イスパニア、ポルトガル兩國はコロンブスの發見を契機として抗争せねばならなかつたのであらうか。法王アレクサンデル六世は、兩國間の紛争の平和調停者として教書を發布したのであらうか。それとも彼は他の動機によつて境界線を設定したのではなからうか。彼の發布した教

書とは如何なる内容のものであり、どのやうな狀勢下に
出されたものであらうか。又この境界線の設定によ
つて、兩國間の海外紛争問題は眞に解決されたのであら
うか。

更に又この境界線の設定は單に大西洋(ヨーロッパ)の
問題に係はるもので、太平洋(東亞)に全然無關係なもの
であらうか。この境界線設定は廣くヨーロッパ、史、特に
その植民、膨脹史上如何なる意義をもつものなのであら
うか。今日に於いてこの問題は如何に再検討され意義つ
けられねばならないのであらうか。これらの諸點につい
て若干の簡單な考察を試みんとするのが小論の目的であ
る。

註 寡聞な筆者の知る限りでは、この境界線設定問題を直接對
象とする研究は我國には存しないやうである。外國の學者の
ものは若干存する。例へば E. G. Bournet; 'The Demarca-
tion Line of Alexander VI.'——J. の論文は最初 Yale Re-
view, (May, 1892. pp. 35-55) に發表せられ、後若干修正附加せ
れて同じ著者の論文集 Essays in Historical Criticism (New
York, 1901) に収録された。S. E. Dawson; 'The Line of

Demarcation of Pope Alexander VI., 1493, and the Treaty
of Tordesillas, 1494" (Transactions of the Royal Society
of Canada, 1899, 2nd. Ser. Vol. V.). A. Baum; 'Demarka-
tionslinie Papsst Alexanders VI und ihre Folgen (disserta-
tion Cologne 1890). A. Vander Linden; 'Alexander VI.
and the Demarcation of the Maritime and Colonial Domains
of Spain and Portugal, 1493-1494' (American Historical
Review, Vol. XXII, 1916)。その他間接的にこの問題に
論及してゐる著書も可成りある。例へば H. Harisse; Dip-
lomatic History of America (1897), Pastor; Geschichte der
Papsste. (1890)等。上記の諸論文の中で Vander Linden 以外
のものは筆者は直接参照することが出来なかつた。従つて小
論は極めて不備杜撰なものであるが、幸ひこの問題に關係の
ある法王の敎書や條約文を参照し得たので、敢て發表した
次第である。

史料集として利用したものは主として Vanderport, F. G.
編の European Treaties bearing on the History of the Uni-
ted States and its Dependencies to 1648. (Washington, 19-
17) ——(以下 Vanderport と略す) と Blair and Robertson
共編の The Philippine Islands, 1493-1803. 53 vols. の中の
Vol. I. II. (1903) ——(以下 Philip. Is. と略す) といふ
である。他日上記の研究論文を参照する機会をうれば、誤謬や缺
陥を訂正補正したく大方の御教示を賜望する次第である。

イスパニア(カステリア)、ポルトガル兩國間の海外問題をめぐる抗争は、コロンブスの發見を契機として突如として勃發したのではない。それは兩國の王位繼承を中心とする永年にわたる抗争と聯關しつゝ、可成り古い歴史をもつ。特に十五世紀初以來ポルトガルが積極的に海外進出——就中アフリカ北、西海岸進出を開始して以來、常に存続した。コロンブスの發見後の紛争も實はこの約一世紀にわたる兩國間の海外抗争史の一環をなすものに他ならない。所謂新大陸、新航路の發見はこの點からも決して突發偶然的な事件としてではなく、イスパニア、ポルトガル兩國間の海外抗争史上の一現象として考へらるべき性格をもつものではないかと思ふ。

註 この十五世紀末の所謂新大陸、新航路發見運動の意義に關しては、從來二つの相對立する見解が存在する。即ちその一

つはこの運動を以つて、ルネサンス、宗教改革と相並んで、中世と近代とを區劃する近世初期の劃期的重大事件の一とみる見解である。この見解は從來の西洋史或はヨーロッパ世界

史にみられる常套の見解であり、廣く一般の人々にも承認支持せられてゐるものである。それは中世と近代との非連續性を強調する所謂「非連續觀說」(Katastrophentheorie)の一種と云へよう。

これに對し第二の見解はいはばこの運動の世界史的劃期性を否定乃至は過少評價せんとするものであり、就中、この運動とそれ以前の諸發見運動(特に十五世紀初よりのポルトガルの海外進出運動)との連續性を強調する。例へば「ランケと世界史學」に示された鈴木成高氏の見解、或は Cambridge Modern History. Vol. I. ch. I. に於ける Payne の見解——彼は「中世と近代とを分つ最も顯著な目標は一四九二年のコロンブスによるアメリカの發見である」とは述べてゐるが、而も又「十二世紀より十五世紀迄の四世紀間を發見時代と呼び得、十五世紀はその最大の發展をなしたもので、その世紀の最後の十年間が、完了期でそれがアメリカの發見となつた」と述べ、以前の諸運動との連續面をも強調してゐる。——の如きはその一例である。かゝる見解はいはば中世と近代との連續性を重視する所謂「連續觀說」(Kontinuitätstheorie)の一種とみなしうる。

思ふにこの二つの相對立する見解の成立根據は大體次の二點にある。(一)ヨーロッパの空間的擴大・膨張、或はそれよりするヨーロッパの世界支配、ヨーロッパ文化の世界的傳播の事實。(二)この運動の結果としてのヨーロッパへの影響。

第一の點についてみれば、非連續觀説はこの運動をもつてヨーロッパの飛躍的擴大、ヨーロッパ文化の急激な普及の出發點としての意義を強調するに對し、連續觀説は、この運動をもつて、十二・三世紀以來のヨーロッパの膨張といふ普遍的傾向の一顯現とみなし、特に十五世紀初よりのポルトガルの海外發展をその直接の歴史とみなすものである。第二の點について云へば、非連續觀説にあつては、この發見運動のヨーロッパ、就中經濟社會への影響が極めて重視される。特にアメリカ大陸の貴金屬(銀)がヨーロッパへ多量に流入することによつて惹起された諸々の社會・經濟的變動が強調される。之に反し、連續觀説に於いては——例へば鈴木成高氏の如く——この運動がヨーロッパの經濟生活に重大な影響を及ぼしたことを認めつゝも、決してそれによつて、「ヨーロッパ文明の本質に及ぶやうな變化」は惹起されてゐないこと、要するに「地理的發見」であつても、「歴史的發見」ではないことが指摘され、この運動の歴史的劃期性が否定されてゐる。

この相對する二見解に對し、卑見を述べる餘白はないが、結論のみ云へば、第一の點、即ちヨーロッパの空間的擴大、膨張の事實については、連續觀説が、第二の點、即ちヨーロッパへの影響の點では非連續觀説が妥當ではないかと考へる。只然し、連續觀説の主張の如く、この運動を十二・三世紀以來のヨーロッパの膨張といふ普遍的傾向の顯現、或はポルトガルの海外發展の延長とみなすにしても、かゝる傾向が

決して自然的平和裡に發展したのではなく、常に何等かの抗争を媒介として展開したものであることを注意せねばならぬ。小論で後に明にする如く、十五世紀に於けるポルトガルの海外進出運動は、一面に於いて、ポルトガルの國內的、社會經濟的事情より由來すると共に、他面に於いては、隣國カステリアとの不斷の抗争を通じて展開したものである。(尙新大陸・新航路發見の歴史的意義に關しては、拙稿『立命館論叢』第十四輯、歴史地理篇第四號、昭和十八年)參照。

周知の如くポルトガルの海外(西アフリカ)進出は十五世紀初のセウタ(Ceuta)遠征を契機とし、爾來特に王子エンリケ(Enrique)指導下に極めて組織的に繼續して行はれた。エンリケ王子の海外開發の動機、乃至は目的が如何なるものであつたかに就いては諸論の存する所であるが、その一つに、而もかなり強大なものに、アフリカ西岸(セネガル、ギネア地方)との通商乃至經濟開發に對する強い關心があつたことは否定出來ない。^①

① 高村象平・日葡交通史(昭和十七年)第一章。

特に一四三四年シル・エアンネス(Gil Eannes)が當時知られてゐた世界の西南端と見做されてゐたボジャードー

ル岬 (Cabo Bojador) の回航に成功し、次いで一四四一年よりアンタン・コンサルヴェス (Antam Gonsalvez)、ヌウノ・トリスタン (Nuno Tristão) 等が更にその南方セネガル地方の探險を試み、一四四五年にはディニス・デイアス (Dinis Dias) の船隊がヴェルデ岬 (Cabo Verde) を突破してギネア地方に迄到達した。従来エンリケ王子の事業に對し比較的冷淡であつたポルトガルの國民的關心が、漸く積極性を帯びるに至つたのは、大體この頃 (一四四四年頃) からといはれてゐる。即ち西アフリカ交易——奴隸、砂金、その他の珍貴品を主要商品とする——の有利なことが漸くこの頃より一般に知られるに至つたからである。

ポルトガル王室はこの有利な貿易の獨占を強化するたために、海外發見地の領有、支配權の確認を慣例に従つてローマ法王に求めた。例へば法王ニコラス五世 (Nicolas V) は一四五二年六月十八日付教書 *Dum Diversas* に於いて、ポルトガル王 (アフォンソ五世) に對し、「あらゆる異教徒を探し出し、征服し、彼等を奴隸となし、その

土地、財産を沒收する一般的漠然たる權力」を附與してゐる。^①

① cf. Daveport, p. 12.

然るにポルトガルのギネア貿易の有利なのに着目した隣國カスチリア王 (ジョアン二世) は之に介入せんとし、一四五四年四月、ある些細な事件を口實として、ギネア地方の支配に關し強硬な要求を提出し、ために一時兩國間に戰爭の危機を招來した。これに對しポルトガル王は自國の權益確保の必要を痛感し、その確認を更に法王に要請した。一四五五年一月八日付の法王ニコラス五世の教書 *Romanus Pontifex* は恐らくこのポルトガル王の要求に應じて發せられたものと考へられる。

この教書 *Romanus Pontifex* は前の教書 *Dum Diversas* を再確認し、その適用範圍を左の如くより限定し明確にした。即ちポルトガル王室に附與せられた獨占的支配權の適用範圍を、セウタ及び「ボジヤードル岬並にナン岬 (Cabo Negro) より全ギネアを通じ、更にその南岸を越えての全領域」(..... a capibus de Bojador et de Nam

usque per totam Guineam et ultra versus Iliam meridionalem plagam extendi……)とし、尙ポルトガル王室がこれらの領域の土地、海洋に關し、法律を制定し、諸規約を課しえ、ポルトガル王室及同王室によつて許可されたものは該地域の非キリスト教徒と禁制品以外の交易をなしうるが、他のいかなるカトリック教徒と雖もこれをなし、或はこれらの領域に入る時は破門に處せられることを宣言した。^①

① この教書 Romanus Pontifex のラテン語原文並にその英譯文は Davenport; Document 1. 参照。

この教書によつてポルトガルはカスチリアとの抗争に有利な立場を得たのみでなく、アフリカ西岸進出に關し排他的獨占權を認められ、今後の海外發展に極めて有効な根據を獲得した。その意味でこの教書はポルトガルの植民史上決定的な段階を劃したものと云へる。

ポルトガルのギネア貿易に關する獨占・特權的支配は更に一四五六年三月十三日付の法王カリクトス三世の教書 Inter Caetera によつて再び確認されたのみでなく、

そこには次の如き注目すべき句が含まれてゐた。即ち法王はポルトガルのキリスト騎士修道會の長老としてのエンリケ王子に「ボジャードール岬並にナン岬より全ギネアを通じ、更にその南岸より遠く印度人國に至る」(……a capibus de Bojador et de Nam usque per totam Guineam et ultra Iliam meridionalem plagam usque ad Indos……)既得の或は將來獲得さるべき土地の教會財産を附與した。^①

① この一四五六年の教書 Inter Caetera によつては、Davenport; Document 2. 参照。尙この「印度人國に至る」といふ句が、所謂ヨハネス司教の國の人民を指すか、或は(東)印度人を指すかについては、論議の有する所である。

かくエンリケ王子の指導で、法王の諸教書によつて獨占を保證され、ポルトガルのアフリカ西岸探險・支配は漸次發展した。然し一四六〇年エンリケ王子の歿後、この事業は國家より個人的企業に委ねられ、國王の關心が専ら回教徒征討や隣國カスチリア併合の野心にあつたため、一時海外進出は以前の積極性を失ふに至つた。

たまたま一四七四年十二月カスチリア王エンリケ四世の死により、同國に王位繼承を繞つて紛争が勃發するや、ポルトガル王アフォンゾ五世は之に干涉し、併合の野心を以つてカスチリアに侵入し、こゝに兩國間に戦争をみるに至つた。^①この王位繼承の一環として、兩國間に海外問題、特にカナリー群島とその對岸地域を中心とする紛争が生じたのである。

① カスチリア王エンリケ四世の死によつて、その王女と稱せられ、法的後繼者たるジョアンナ (Joanna; La Beltraneja) と王妹イサベラ (Isabel) との間に王位繼承の争が生じ、ポルトガル王アフォンゾ五世は前者を援助してイサベラと抗争した。この王位繼承をめぐる紛争については、Merriam, R. B.; *The Rise of Spanish Empire*, Vol. II, ch. XIII. 参照。

早くよりギネア貿易の有利に着目し、之に介入し、併せてポルトガルの同貿易を妨害し、その獨占の特權を打破せんと欲してゐたカスチリアは、この紛争を機會に、同貿易の據點として重要な位置にあるカナリー群島に注目し、一四七六年以來之が領有を企て、七八年の春には遠征隊を派して之を征服せんと試みるに至つた。^註

註 カナリー群島をめぐるポルトガル、カスチリア兩國間の紛争も亦可成り古くから存在する。一三四一年にポルトガル王(アフォンゾ四世)がこの群島に遠征隊を派した記事がポツカチョ (Pozzico) にみえてゐるといはれる。^①この遠征によつてポルトガルは他のヨーロッパ諸國に先じて、この群島に對する發見と領有との優先權を得たと主張した。恐らく「これがイスパニア、ポルトガル兩國の海外抗争の最初の原因をなす」ものであらう。

カスチリアがこの群島に對する支配權を主張する有力な根據となつたものは一四〇二年よりのジャン・ド・ベタンクール (Jean de Béthencourt) 等の遠征と征服とである。ベタンクールがカスチリア王(エンリケ三世)の援を求め、同王より諸特權を與へられたことに起因する。即ち之によつてカスチリア王はこの群島の支配權を得、更に同國貴族を同島の司教に推擧してそれを強化した。^②

その後ポルトガルのエンリケ王子もこの群島がアフリカ西岸進出に極めて要衝の位置にあることに注目し、あらゆる機會を利用してこれを自國の支配下におかんと試みた。例へば彼は一四一八年、一四二四—二五年、一四四五年、四六年の四回にわたり、この群島を購入、或は所有權の確立に努めてゐる。^③かくカナリー群島はその征服、植民等自體としてよりも、その地理的位置よりアフリカ西岸支配の問題と密接に聯關してポルトガル、カスチリア兩國海外抗争の一中心となつ

た。

一四七〇年代の初カステリア人ディエゴ・デ・ハラーラ(Diego de Herrera)が之を領有支配してゐたが、この群島の重要性に着目したカステリア女王イサベラは、一四七七年十月ハラーラとの協定を結び、同群島の中ランザローテ(Lanzarote)、フエルテヴェンテユラ(Fuerteventura)、フエロ(Ferro)、ゴメラ(Gomera)の四島はハラーラの占有(Dominio útil)を認め、他のサルプ(Palma)、テネリフェ(Teneriffe)、カナリ(Canary)の三島は賠償金五百萬マラヴェディヤ(Maravedis)でその所有權を王室が買収することにした。⁽¹⁴⁾

イサベラ女王は、この協定に基きその權利を確化せんがため、翌七八年春、軍隊をこの群島に派し征服の準備を始めた。カステリアが群島支配に積極的進出を試みるのをみたポルトガルは、同群島水域にわたる自國の既得權益、並にアフリカ西岸支配の侵害と考へ、同じく艦隊を派してカステリアと對抗せんと試みた。⁽¹⁵⁾

- ① Beazley, C. R.; *The Dawn of Modern Geography*. Vol. III. p. 424.
- ② Merriman; *op. cit.* Vol. I. p.
- ③ Beazley; *op. cit.* p. 444-455.
- ④ Beazley; *Prince Henry the Navigator* p. 167.
- ⑤ Merriman; *op. cit.* Vol. II. p. 172.
- ⑥ カナリー群島探検史、特に一四二〇年に至る迄の歴史につ

くは、Beazley; *The Dawn of Modern Geography*, Vol. III. ch. IV に詳しく、その間の同群島をめぐるカステリア、ポルトガル兩國間の紛争については Merriman, *op. cit.* Vol. I. ch. III. Vol. II. ch. XVII. 参照。

かく本國に於ける王位繼承戰と相並んで、カナリー群島及びその對岸アフリカ地域の領有、支配をめぐるカステリア、ポルトガル兩國間の海外抗爭が展開した。この兩國の紛争は一四七九年九月四日のアルカソヴァス(Alcovaes)條約の締結によつて落着し、海外問題に關しては一應左の如き解決をみた。

即ちカステリアは、ギネア、アゾーレス(Azores)諸島、マデイラ(Madeira)諸島、ヴェルデ岬諸島、並にカナリー群島よりギネアに至る領域内の他の島嶼に於けるポルトガルの貿易權、土地所有權を妨害せず、又ポルトガルのモロッコ遠征に干渉せざることを約し、ポルトガルはカナリー群島領有權をカステリアに讓渡することを約した。⁽¹⁾

- ① この一四七九年九月四日調印のアルカソヴァス條約は二條

約よりなり、一は Terceira と呼ばれ、王位繼承に關する諸事項を規定し(之の概略については Merriman: op. cit. Vol. II, p. 54 参照)、他は一種の永久平和條約でそれに若干の附加條項があり、占領地の返還、捕虜の釋放、犯罪人の放免、要塞の棄却、海陸上での掠奪の禁止等を規定し、その第八條及第九條に上述の如き海外領有問題の規定がある。この後者の條文の一部は Davenport: Document 3. に收録されてゐる。²⁰

前述の如くエンリケ王子の歿後ポルトガルの海外進出は一時衰退し、隣國カスチリアの干渉、妨害を蒙つたがそれによつて逆に既得權益を法王に承認せしめ、爾後の活動の法的根據を得た。一四八一年六月二十一日付の法王シクツトス(Sixtus)四世の教書 Aeterni Regis によつて更に再確認を得、^①同年新王ジョアン(João)二世の即位と共に再び積極的な活動を開始するに至つた。例へばアザムビョガ(Azambuja)の船隊はギネア南岸のラ・ミナ(La Mina)に達し(一四八二年)、ディエゴ・カン(Diego Cam)は赤道を越えてコンゴ川にまで至つた(一四八五年)。バルトロメオ・ディアズ(Bartholomeo Diaz)

法王設定境界線問題に關する考察(上)

がアフリカ南端迂回に成功したのはその翌年一四八六年のことである。一方ジャン二世はコヴィラン(Covillan)等をして陸路印度洋沿岸地域を探險せしめ、その報告によつて、アフリカ南端迂回の印度航路の實現可能性を確信するに至つた。ポルトガルのアフリカ西岸支配はこゝに於いて益々重要な意味を有するに至つた。

一方カスチリアに於いては女王イサベラは即位後國內の統一、整理、就中グラナダの回教徒國征討に忙殺され、積極的に海外活動を試みる餘裕がなく、只僅かに前述の如くカナリー群島を領有したに止まる。カスチリアが再び海外問題に積極的關心を示しうるに至るのは、グラナダ征討完了による國內統一完成の頃(一四九二年)からである。コロンブスの發見は正にこの時に、叙上の如き情勢下に行はれたのである。

① この教書 Aeterni Regis については Davenport: Document 4 参照。

二

コロンブスが印度の東端(ジバongo及アンティリア)を發見したと確信して歸國の途次、一四九三年三月ポルトガル王(ジョアン二世)と面接した時、國王は以前の諸教書及び一四七九年のアルカソヴス條約の規定に基いて、この新發見地が自國の獨占的支配下にあるギネア地域内に存するものし、自己に歸屬すべきものであることを主張した。コロンブスは之に對し反駁を試みたが、然し、アフリカ西岸貿易を獨占し、アフリカ南端迂回に成功して今や印度航路の實現、東洋貿易への参加に熱中しつゝあるポルトガルが、この驚くべき發見を默過する筈はなく、この問題を繞つて再びカステリアとの間に紛争が勃發すべきことは蓋し當然であつた。

- ① Davenport: op. cit. p. 9. このポルトガル王とコロンブスの論争については Olson and Bourne: *The Northmen, Columbus and Cabot*. (1906) の中 & *Journal of the First Voyage of Columbus* の脚註参照(p. 255-256)

コロンブスの報告を聽取したカステリア王(フェルディナンド及イサベラ)は、直ちに新發見地及將來該地域で發見さるべき土地、島嶼が自國に屬すべきものなることをローマ法王アレクサンデル六世に通告し、その許可を要求した。法王の認可が果してかゝる海外問題の決定に事實上強制力を有しうるかは疑問であるにせよ、新發見地の所有及その將來の保證を精神界の首長ローマ法王に求めることは、從來の慣例であり、且つこの場合カステリアとしては、事實上はともかく、形式上でも、以前の諸法王によつて、ポルトガルに附與せられてゐた海外問題に關する諸特權を無効ならしめんと欲したが故であらう。

而も時の法王アレクサンデル六世はアラゴン出身であり、政治上イタリア問題に關しイスパニアと密接な關係があり、自己の地位の維持上よりもイスパニアの援助を絶対に必要としてゐた故、^①同國王の要求に應じて有利な教書を發することは想像に難くない。かくて發布せられた教書が一四九三年五月三日付の *Inter Caetera*, 同日付

⑥ *Eximiae Devotionis*, 及五月四日付の *Inter Caetera* の三番である。而して大西洋上に南北の一線を劃した所謂境界線 (*Demarcation Line*) が初めて設定されたのは五月四日付の教書 *Inter Caetera* に於いてである。

① アンクサンデル六世とイスパニア國王との密接な關係につきは *Vander Linden*; *op. cit.* p. 13-15. *Pastor*; *Geschichte der Päpste*. Bd. 等参照。

② これらの教書の原文及其の英譯文はつゞれも *Davenport* の前掲書に收録されてある。即ち五月三日付の *Inter Caetera* は *Document 5*. 同日付の *Eximiae Devotionis* は *Document 6*. 五月四日付の *Inter Caetera* は *Document 7*. 尚その主要部分のみの英譯は *Blair and Robertson* 共編の *The Philip. Islands Vol. I.* の中にも收載されてある。本論ではこれらの英譯を参照し、引用文には特にラテン原文を挿入した。

法王安クサンデル六世はイスパニア、ポルトガル兩國の海外紛争の解決者或は調停者として、乃至は平和維持のために、これらの教書を發布したのであらうか。この問題解決のためにはこの三教書の内容を少しく詳細に検討する必要がある。

法王設定境界線問題に關する考察(上)

H. Vander Linden の綿密な考證的研究の結論によるとこの三つの教書は次の順序に發送されたこと云ふ。即ち五月三日付の教書 *Inter Caetera* は四月に書かれ五月十七日に發送され、次いで五月四日付の教書 *Inter Caetera* は六月に起草發送され、七月にイスパニアに達し、最後に五月三日付の教書 *Eximiae Devotionis* が七月に發送されたものであること云ふ。従つて教書の内容も亦この順序で考察されねばならぬ。

① H. Vander Linden; *Alexander VI. and the Demarcation of the maritime and Colonial Domains of Spain and Portugal*, 1493-1494. (*American Historical Review*, XXII.)

最初の教書、即ち五月三日付の *Inter Caetera* に於ては、コロンブス等が「神助と細心とによつて、大洋を印度人國に向つて所謂西方水域面を航行し、今迄他人によつて發見されることがなかつた、ある遠距離の島嶼と本土をも發見した」(*qui tandem, divino auxilio, facta extrema diligentia, per partes occidentales, ut dicitur, versus Indos, in mari oceano navigantes, certas instr-*

las remouissimas, et etiam terras firmas, que per alios hactenus reperte non fuerant, inuenerunt.) などを述べ、該發見地及び將來發見せらるべき土地 (terras) 及島嶼に於て「現在他のキリスト教徒の所有に屬せざるもの」(que sub dominio actuali temporali aliquorum dominorum Christianorum constitute non sint) をイスパニア國王に附屬することを許し、何人と雖も同國王の許可なくして、該地域、島嶼に通商その他の理由で赴くことを禁止し、更に該地域並に島嶼に於ては、従前ポルトガル王が、アフリカ、ギネア、ラ・ミナその他に關して法王より許與せられた同一の諸權利を行使しうることを認可した。然しこの教書に於て法王は、この許與によつては、「如何なるキリスト教君主が得た權利も取消され或は取消せらるべきものと諒解せられんべし」(nulli Christiano principi ius questum sublatum intelligi posse aut aufferri deberre) を附言し、^①「*語*ポルトガルに與へられしもの既得權益を保護し」るもの。

① Davenport. Document 5 (p. 58-63)

然るにコロンブスより、その航海と發見の詳細を聴取し、且つ一方九三年五月末よりこの問題に關しポルトガル王と交渉を試みてゐたイスパニアの君主は、自國が支配を確保せんと欲する領域が亦ポルトガル王の強く要求する所であることを知つた。こゝに於いてこの五月三日付の教書 *Inter Caetera* は不適當なものとなつた。

恐らくコロンブスの強い主張に基いてであらう、イスパニア君主は全大西洋を自己の支配下に置かんとして、再び法王に既得權の擴充強化を要求した。この要求の中で大西洋上に南北の一線を劃しその西方を自己の支配下に置かんことを主張したと思はれる。このことは同年五月二十八日にイスパニア君主がコロンブスに與へた特權の言葉——「アゾーレス諸島及ヴェルデ岬諸島を通り、且つ極から極へ南北に延びる一線の西の海洋は我々に屬す」(.....mar Océano, que es nuestro, que comienza por una raya ó linea que Nos habemos fecho marcar, que pasa desde las islas de los Azores á las islas de Cabo Verde, de Septention en Austro, de polo

① (Polo) — によつても明らかである。そしてこの線がアゾールレス及ヴェルデ岬島の西一〇〇リーグア (Legua) の地點に引かるべきはコロンプスの示唆に負ふ所があると云はれる。②

① Vander Linden; op. cit. p. 16. n. 39.

② Vander Linden; op. cit. p. 16.

このイスパニアの要求を入れて發布したが、五月四日付の教書 *Inter Caetera* である。(この教書は前述の如く六月に起草され、七月中旬にイスパニアに達したものとされてゐる。)この教書を先の五月三日付教書 *Inter Caetera* と比較すると種々の點で注目すべき差異がみられる。

例へば先の教書では只姓名のみしか記されてゐなかつたコロンプスに對し、この教書には「確かに價値あり、大いに推稱するに足り、かゝる大事業に適した」(*virum utique dignum et plurimum commendandum, ac tanto negotio aptum*) とさう阿諛的賛辭が附せられてゐる。就中この教書に於いて注目すべき點は、新發見地の領域

に關し、前教書の「印度人國に向つての所謂西方領域」(*per partes occidentales, ut dicitur, versus Indos*) なる句が省略され、イスパニアの支配圏に關し次の注目すべき句が挿入されてゐることである。

即ち「北極より南極に一線を設定し、その西方及南方に於いて、それが印度への方向であれ、他の地方への方向であれ、發見され又將來發見されるべき全島嶼及び大陸、(而して)上記の一線は一般にアゾールレス及ヴェルデ岬島として知られてゐる島嶼のいづれかより西方並に南方へ一〇〇リーグアの距離にあるもの」とす」(*omnes insulas et terras firmas inventas et invenendas, detectas et detegendas versus occidentem et meridiem, fabricando et constituendo unam lineam a polo Arctico scilicet septentrione ad polum Antarcticum scilicet meridiem, sive terre firme et insule invente et invenende sint versus Indiam aut versus aliam quancunque partem, que linea distet a qualibet insularum, que vulgariter nuncupantur de los Azores et Caboverde, centum leucis versus occi-*

(*dentem et meridiem*.)。

これが所謂法王による境界線設定の事實である。尙この教書に於いては、先の教書に示されたポルトガル王の諸權利については、全然言及されてゐず、只上記引用句に續いて次の如き句があるのみである。即ち「但し次の條件、上記の線より西方並に南方に於いて、發見され、將來發見さるべき島嶼及大陸は、一四九二年のクリスマス以前に如何なるキリスト教君主によつても所有されざるものとす」^①。

これらによつて考ふるに、法王アレクサンデル六世は決してイスパニア、ポルトガル兩國間の紛争を調停せんとして、所謂境界線を設定したのではない。そのことは、五月四日付の教書に於いては、全然ポルトガルに關して言及する所がなく、只イスパニアにのみ一方的に諸特權を附與してゐることによつても明である。一部の學者の主張する如く、法王がポルトガルのために印度への航路を確認せんとしたものでないことは、先の教書に於いてもポルトガルの權益が印度方面にまで及んでゐること

とを明示してゐず、この教書に於いても、ポルトガルの名を全然記してゐないことによつても明である。

かく見來る時、從來通説として考へられてゐたのとは異なり、法王アレクサンデル六世はイスパニア、ポルトガル兩國間の海外發見地に關する紛争の解決者乃至は調停者として教書を發布し、境界線を設定したのではなく、却つて、イスパニアの援助を必要とする關係上、その要求に應じ、イスパニア側に有利な教書を發布し、その要請に基いて境界線を設定したとみるべきである。従つて、古くはアレクサンデル・フォン・フンボルト、新らしくはリンデンが主張する如く、境界線設定の提案者は法王ではなくして、イスパニア、特にコロンブスに在つたと考ふべきであらう。

① この五月四日教書 *Inter Caetera* につゞきは *Davenport: Document 7. (p. 71-78)* 参照。

② *Vander Linden: op. cit. p. 17.*

更に第三の五月三日付の教書 *Eximiae Devotionis* に於いて、法王は先の二つの教書 *Inter Caetera* で認可し

たイスパニア國王の諸權利を再び強調し、且つそれがアフリカ、ギネア、エル・ミナの地域に關しポルトガル王に許與せられたものと同様のものであることを繰返し述べてゐる。但しこゝでは所謂境界線に關しては全然言及してゐない。要するにこの教書は先の二教書の補充、特にイスパニアの特權の明確化を企圖したものとみうる。^①

然るに他方本國間に於いても一四九三年よりこの問題に關し交渉が行はれ、ポルトガル側は兩國の支配地域が決定する迄、ボジヤドール岬以南の漁業をイスパニア人に禁じ、兩國の境界をカナリー群島の緯度とし、それ以南の航行はポルトガルに委ねることを主張した。^②かゝるポルトガル側の要求を知つたイスパニア側は、交渉續行中の八月、先の教書の擴充強化を更に法王に要請し、その結果得たものが、同年九月二十六日付の教書 *Datum Siguidem* である。^③

① 五月三日付教書 *Eximiae Devotionis* は Davenport Document 6 (p. 64-70) 参照。

② Davenport, p. 79.

③ この教書の原文及英譯文は Davenport, Document 8. にある。この教書によつて境界線が設定されたといふ高村象平氏の叙述(前掲書二二頁)は明に誤である。

この教書に於いて、先の五月四日付の教書 *Inter Carera* で認められたイスパニアの支配圏は更に擴大され、「西方或は南方への航路にある、或はあり得、或はしか思はれる、發見され又將來發見するべきあらゆる島嶼及大陸、たとひそれらが西方地域、或は南方、東方、並に印度地域にあらうとも」(*Omnes et singulas insulas et terras firmas, inventas et invenendas ac detectas et degendas, que navigando aut initerando versus occidentem aut meridiem hujusmodi sint vel fuerint aut appaverint, sive in partibus occidentaliibus vel meridionalibus et orientaliibus et Indie existant.....*)となり、更に該地域で他國の臣民がイスパニアの許可なくして航海或は漁業、探險することを禁止し、加ふるに該地域内でポルトガルが現在既に所有してゐない土地に對するポルトガルの要求權、——それは以前の法王によつて認可す

れたものであるが——は無効であることを宣言してゐる。

この教書に於いて、境界線に全然言及されてゐないのは、それが廢止されたのではなく、反對に前の教書の内容が擴大強化された結果であり、境界線そのものが本来後に於ける程重大な意味をもつてゐなかつたことを證明するものであると考へられてゐる。^①

① Vander Linden; op. cit. p. 10.

斯くの如くアレクサンデル六世が發布した教書の内容を考察する時、それは從來一般に信ぜられてゐた如き仲裁・調停的性格のものでは決してない。それらはイスパニア一國にのみ有利な法王の行爲の表現である。即ちイスパニアと深い利害關係をもち、且つ同國の後援を必要とする法王アレクサンデル六世は、イスパニアの好意を確保するために、その強烈な要求に應じて、以前の諸法王がポルトガルに附與してゐた諸特權を漸次に侵害、無効にして行つたのである。所謂境界線はかゝる過程に

於いて生れたものであり、而もそれは法王の發案ではなく實際はイスパニア(就中コロンブス)の提案に應じて生れたものなのである。この意味で法王アレクサンデル六世はポルトガル、イスパニア兩國間の海外紛争を妥協せしめ、平和を維持せんとして之に干渉し、或は之を調停せんとしたものではない。紛争は決してこれらの教書によつて解決されたのではなく、寧ろ却つてかゝる境界線の設定によつて激化され、その解決は今後に殘されたとみるべきである。(未完)